

第4回 教育委員会 会議録

1 開催日時 令和6年4月16日（火）午前9時53分

2 開催場所 大町市役所 東中会議室

3 出席委員 教 育 長 中 村 一 郎
同 職 務 代 理 者 中 山 晴 隆
委 員 下 川 清 志
委 員 森 し の ぶ
委 員 北 澤 明 美

4 説明のため出席した者

教 育 次 長	太 田 三 博
学 校 教 育 課 長	飯 島 秀 美
生 涯 学 習 課 長	藤 卷 孝 之
兼山岳博物館館長	
ス ポ ー ツ 課 長	牛 越 秀 仁
兼国民スポーツ大会準備室長	
学校教育指導主事	吉 澤 清
学校教育指導主事	山 岸 澄 雄
学 校 再 編 係 長	渡 邊 哲 也

5 事務局 学校教育課庶務係長 平 林 晃

6 傍聴者 一 名

中村教育長：おはようございます。

今日参加の予定の方は、全員そろっておりますので、ただいまより第4回教育委員会を始めたいと思います。

会議録の承認ということで、回覧しますのでよろしくお願いします。

それでは次第に沿って進めて参りたいと思います。

では最初に教育長報告ということでお願いいたします。

中村教育長：教育長報告 資料により説明

以上報告であります。この点について、ご質問等ありますか。

〔質問 なし〕

中村教育長：それでは議事の方に移りたいと思います。

議案第12号大町市指定文化財の名称変更についてお願いします。

藤巻生涯学習課長：大町市指定文化財の名称変更について 資料により説明

中村教育長：これについて、何かご意見とかご質問等ありますか。

〔意見なし 承認〕

中村教育長：ありがとうございます。

続きまして、議案第13号大町市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定についてお願いいたします。

藤巻生涯学習課長：大町市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について
資料により説明

中村教育長：ありがとうございます。何かご質問等ありますか。

〔意見なし 承認〕

中村教育長：ありがとうございます。

次に、議案第14号、大町市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定についてお願いします。

牛越スポーツ課長：大町市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について 資料により説明

中村教育長：この内容について、いかがでしょうか。

〔意見なし 承認〕

中村教育長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で議事につきましては終了となります。

次に協議事項についてお願いいたします。

では、まず令和5年度の教職員勤務時間の状況について、お願いします。

平林学校教育課庶務係：令和5年度教職員勤務時間の状況について 資料により説明

中村教育長：勤務時間については、大町市はいち早く、勤務時間を管理するシステムを構築したり、いろいろ形で行政側からの支援をしてきたことにより、45時間を切っているような状況にもなっていると思います。

ただ、どこの学校でも、勤務時間が多くなっている先生方がある程度個定化されているような状況があります。

学校の規模などにも関係するかと思うのですが、ある程度仕事を分散するなどの対策を取る必要があるのかなというように思います。

あと、副校長、教頭先生の勤務時間が多くなっているということがあり、県の方でも副校長、教頭先生をサポートするという仕組みは作っているのですが、全部の学校に行き届くという状況にはなっておりません。

教職員の勤務時間のことにつきまして、何かご意見ございましたらお願いします。

森教育委員：私はこの働き方改革について、思っていることがあるのですが、先生方がとにかく健康で、ワークライフバランスを大事にしてくださいということは、とても重要なものだと思いますが、ただその時短ということが、この働き方改革の目的やゴールではなくて、これは1つの手段であると思っています。

長野県でこの働き方改革が動き出した当初、この改革はなぜ必要なのか、なぜ行うのかという部分を、信大の教育学部の荒井先生がご説明されていましたが、それは、すべての教室で質の高い授業を実現させるためだということでありました。

その質の高い授業を行うためには、先生方が、知識や情報をどのように生かして、授業で展開させていくのが子供たちにとって良いのか、創造力というものを、十分に働かせて

授業づくりをしていく必要があると思いますし、また子供たち一人一人を洞察する力も必要なのだと思います。

そのための先生方の授業の準備や研究の時間を、長時間勤務にならずに、しっかり時間を確保するためには何をしたらいいのか、そこを改善していくことが、この働き方改革の本質なのではないかなと思います。

先日の校長、副校長、教頭先生方の合同会のときに、校長先生が仰っていましたが、SNSのトラブルで、対応に大変苦勞したと言う話がありました。

そういった道徳的な指導を含めた生徒指導や保護者対応というような部分について、どのような対策が有効で何ができるのか、それを模索して実行していくということが必要なのではないかなと思います。

それには、この働き方改革だけではなくて、幼児期からの家庭教育力の向上というものが重要だと思います。

幼児教育の重要性については、こういった会議の場で委員の皆さんもおっしゃっていることであります。

幼児期からの家庭教育力の向上に向けたさらなる行政からのご家庭への支援の仕組みを作ってその仕組みが機能していくことによって、結果として先生方が、長時間勤務にならずに授業の研究や準備の時間をしっかり確保できて、そして質の高い授業ができて、そしてそれが子供たちのよりよい学びづくりに繋がっていくというふうに私は働き方改革をとらえておりますがいかがでしょうか。

下川教育委員：先日、西小の入学式に行きましたが、井口校長先生が体育館のシートを一人で巻いて片づけていました。校長先生までそういう仕事をやっている状況だということを感じました。

それから、時間外の時間を減らすということで、教職員の皆さんにアンケートをとって、その項目の中に子供と向き合う時間が増えましたかという項目が確かあったと思うのですが、それにプラスして、家庭に帰って家族と団らんが増えたかとか、自分の趣味とかに、さく時間が増えましたかという項目があってもいいのではないかと前々から思っていました。

先生方が余裕のある生活を送る中で、私生活での笑顔を学級に持ってきて子供たちと一緒に活動をするというようになればいいなと思います。

確かに質の高い授業という意味で言えば、子供たちに向き合う時間や教材研究などの時間が増えるといいのですが、プラス、私生活で余裕のある状況になっていることが重要なと思っています。

時間外労働の数字が40時間を超えているということを考えると、根本的な部分として教職員数が少なく、人をもっと増やすようなことが必要なのではないかなと思っています。

それからもう1つは給特法について、多分50年ぐらい前に決めたものかと思いますが、やはり働いた時間に見合う手当をもらうというのは労働の基本だと思っています。

中山教育長職務代理者：二人に言ってもらったとおりだと思っています。

実際、学校に勤務した立場からすると、時間外勤務の時間でというのはなかなか難しいのかなと思います。やはり調整額というのが、学校の実態としては合っているのではないかと感じています。

下川委員が言うように、給特法改善については、絶えずいろんなところで声を上げていかなければならないと思うし、それから、森委員さんが言ったように確かに家庭の教育力を上げなければという部分と、家庭の教育力だけではなく、相談員さんとかソーシャルワーカーとかいろんな人たちが、体系的に、その子やその家庭を、見ていくというのが必要かなと思っています。

北澤教育委員：以前、小学校の先生の方が、毎時間授業を持っているので、中学の先生の方が比較的空き時間があるということを伺ったのですが、中山委員さんの話を聞くと部活もあるのでそれも入れたらどうなのかなという部分もあるのですが、義務教育学校とかでしたら、先生たちのその役割分担みたいなものをもう少しうまく分担すれば、改善ができるのではないかと、皆さんのお話をうかがっていて感じたところです。

中村教育長：学校自体で、この働き方に関する認識というのが、ここ10年ぐらいで、ようやく動き出しているという段階ではないかと思っています。

それは今ただ時間を短縮するとか、手当の問題とか、人を多くするとか、そういうところで動いているのが現状だと思います。

森委員さんも言いましたが、教職員はやはり子供の授業とか子供を指導するプロ集団です。ので、そちらの部分を高めていかなければいけず、もう根本的に外せない部分だと思います。

あと家庭教育の問題は、もうずっと前から言われている問題ですが、本当になかなか難しい問題であると思っています。それでやはり社会がどんどん変わってくるので、少し前までの家庭教育と、今のこの時代の家庭教育というのは、大分変わってきているというように感じています。

グラフを見て、小学校と中学校の勤務時間を比較すると、中学校はとても大変だと言われて部活動を何とかしようという動きがあったのですが、これ見ると今小学校の時間数が、平均すると中学校よりも多いという状況になってきています。

これは、小学校の先生方は、授業が終わって子供たちを帰した後、教材研究や会議がとても多いのが小学校の実情なのかなと思います。

そんな面で今、全国的にも小学校の教科担任制に少しずつ移行するとか、そういう動きも起こってきている部分もあるのかなあとと思います。

続きまして小学校再編について説明をお願いします。

渡邊学校教育再編係長：小学校の再編について 資料により説明

中村教育長：校章デザインの募集要項についてですが、今月末の広報に掲載する関係もあり、ご意見等ありましたらお願いします。

基本は、中学校の再編と同じ形ですが、ちょっと選定方法のところが若干違って、小学校再編準備委員会の中で検討していくというような形になっておりますが、いかがでしょうか。

中山教育長職務代理者：基本的なやり方はこれでいいと思います。

校章のところに「南小」、「北小」という言葉が入ったときに、また、こだわりが再現するのではないかと、若干心配があり、その辺が多少気がかりではあります。要項はこれでいいと思います。

また、校歌についても、今の段階進めている方向でいいかと思います。

渡邊学校教育再編係長：今回再編される小学校の校章につきましては、北小学校と東小学校については、ロゴの中に、漢字で東と北というものが入っております。

大町西小学校は大町小学校の引き継ぎの校章であり、大町南小学校は常盤小学校からの引き継ぎの校章を使っているという経過がございます。

当時の選定方法については承知しておりませんが、そういった経過もございます。

今、中山委員ご指摘の部分は、選定をする中で、小学校再編準備委員会の選定過程の中で、そういったご意見を踏まえながら、最終的な候補を選んでいただけるものと考えてございますので、この募集の段階では、あまりその制約をつけずに、広く募集をしていきたいと考えております。

下川教育委員：方法としてはこういうやり方でいいと思います。

前回の準備委員会で、校章と校歌は中学校でのやり方にならうということが決定しましたが、その辺の会議録がまだアップされてないとも思うので、会議録でその辺を明確に出すことが必要かと思います。

校歌については、もう2つとも一緒にいいだろうといった意見もありましたが、教育長が、それぞれ作成することとし、作成方法は、校歌についても中学校の場合と同じ進め方とすると決めていただいたと記憶しておりますので、それに基づいて進めていただくの

と、これからこういう動きをするというのを、再編準備委員会の委員に、広報が出る前には伝えて欲しいです。

校章については、中学校では結構、いろいろなプロセスを踏みましたが、今回はもう準備委員会のメンバーで、教育委員会に提出する案を決めてもらいますというのは、やはり理解しておいてもらわないといけないかなという気はしています。

渡邊学校教育再編係長：まず第3回の小学校再編準備委員会の会議録ですが、既にホームページにアップさせていただいてあったと思いますが、再度確認をさせていただきます。

その中で、下川委員がおっしゃったような内容を掲載させていただきましたが、特に校歌の部分についてはいろいろなご意見もあり、最終的にはそれぞれ小学校に作るという結果になったということは、会議録の中でも示させていただいています。

あともう1点の事前の小学校再編準備委員への周知の部分につきましては、ご意見をいただいたとおり、委員の皆さんが後で知ったということがないようにしたいと思います。

森教育委員：通学等検討委員会も作らず、この小学校再編準備委員会で検討するというようなのでしょうか。

渡邊学校教育再編係長：東小学校の児童は北部小と南部小に行く児童がそれぞれいるということと、あと、例えば、通学方法のスクールバスの関係につきまして、北部と南部、それぞれで決めてしまうと、全体として整合性が取れなくなるのではないかなというようなご意見もありましたことから、全体で通学方法についても、統一性を図りながら、協議をしていこうということで、通学方法等についても小学校再編準備委員会の中で進めていくということで考えております。

下川教育委員：全体で、同じ基準でというのはいいと思うのですが、中学校の再編のときでも通学やスクールバスも含めて、いろいろな課題が上がって、いろいろな視点で意見が出ると思っていて、今後、事務局の方から、多分、南部と北部でどういう児童の分布になっていて、学校から2キロ圏内みたいなデータも含めて示していただけるのかなと思っ

渡邊学校教育再編係長：前回の再編準備委員会で、いろいろな意見をいただきました。

事務局でまず、原案を出した上でそれをたたき台として、協議をした方が良いというご意見をいただきましたので、地図に落とした令和8年度における児童の皆さんの住居と、通学距離の範囲みたいなものの分布をお示ししたいと考えております。

また、それプラス、例えば、バスを運行した場合は何人ぐらい対象がいるのか、それにはどのぐらいのバスを出さなければいけないのか、どのようなルートが適当なのかというものを、バス会社さんから今、専門的なご意見をいただきたいということで投げかけをしております。その回答も踏まえながら、現実的な部分も踏まえて案をお示ししてご協議いただきたいと考えています。

中村教育長：今、ご意見が出たとおり、いろいろと決まってきたり、方向性が出てきたものについては再編委員の皆さんにも情報として流して、また教育委員の皆さんにも情報として流しながら、合意形成を経ていくってということが大事だということを、今までの取り組みなどで、とても感じていますので大事にしたいと思います。

あともう1点、ある程度事務局としての方向性を示すというのは、以前、前回の再編委員会でも多くの意見で出ていますので、そんな点、大事にしながらいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

北澤教育委員：建物自体の進捗状況というのはどうなっていますか。

予定表を見ると、7月ぐらいから改修工事の予定になっているとは思いますが、その辺の状況を教えていただけたらと思います。

渡邊学校教育再編係長：直接の担当ではないので、詳細なご説明できかねる部分もあるかと思いますが、令和5年度末で、設計業務は終了して、現在、支払いの手続きをしているというところでございます。

設計自体は終わりましたので、令和6年度は、いよいよ発注に向けた手続きを進めていくということとなってございます。

しかしながら、今回の北部小学校に関しましては、国からの補助を受けて、工事を行うこととなりますことから、国からの交付決定が出ないと工事の契約締結ができない状況となっております。

例年、補助金の交付決定は6月末から7月中旬ぐらいではないかというふうに言われておりますので、その後でないと、契約の締結ができないということとなります。

従いまして、うまく順調に進めば、工事の着手は夏休みぐらいになるのではないかと思いますので今担当の係からは、聞いているところでございます。

また、南部小学校につきましては、以前ご説明した内容に変更はないという状況でございます。

下川教育委員：確か施工業者は入札で決定するというように理解していますが、交付決定後でないと入札発注もできないということでしょうか。

渡邊学校教育再編係長：業者選定委員会で、どういう契約方法にするかということが決まります。その中で、入札にするのかまた別な方向にするのかということになりますが、おそらく入札と、いうことになろうかと思います。

また、工事規模が大きいので、以前の例から考えますと、建築工事、設備工事というような、分割方式での入札になるのではないかと考えております。

実際に入札行為自体は、交付決定が下りないと進められないことから、業者選定委員会自体は計れるとは思いますが、実際の入札行為は、交付決定後となりますので、7月の頭に仮に交付決定が出ても、ひと月ぐらいの入札期間を設けなければいけないので、実際の契約自体は8月ぐらいにずれ込む可能性もあると考えてございます。

森教育委員：南部小学校の改修の件でお聞きしたいのですが、令和8年度の着工前に、南小のトイレの改修だけでも早急にという、当時の篠崎校長先生からのご要望がありました。が、それも無理でしょうか。

太田教育次長：以前の会議でも、全体を改修するのは非常に厳しいが、トイレだけでもというご要望はいただいております。

ですので、トイレの部分の改修を先行するのと、体育館に段差があってスロープがないという状況がありますので、少なくともこれだけはやりたいということで、設計業者の方に、どんな形でできるかということで相談をしております。

今の予定では、予算がつけば7年度に、その部分だけでも先行してやりたいというふうに考えています。

北澤教育委員：南部小学校の方は、劣化度調査をやるということですが、それを待たずして、トイレの改修工事をやるということですか。

太田教育次長：劣化度調査は、本体工事等で国庫補助をもらうためのものです。

今年度、劣化度調査をやり、実際の工事は令和7年度ということになれば、国の補助対象になりますので、それは大丈夫となります。

中村教育長：それでは、この件につきましては、よろしいですか。

では、もう一件報告です。中核教員について説明をお願いします。

山岸教育指導主事：中核教員について 資料により説明

中村教育長：以上、中核教員について、何かありますか。

〔意見なし〕

中村教育長：それでは、連絡事項をお願いします。

平林学校教育庶務係長：当面する日程及び今後の教育委員会等の日程について、資料により説明

中村教育長：では次回が5月16日午前10時から、その次が6月25日、13時30分ということをお願いしたいと思います。

下川教育委員：5月10日の総合教育会議のご案内をいただきましたが、学校教育基本方針以外に何かかける案件はありますか。

太田教育次長：議題ではないのですが、これからの学校再編に向けて、子育て支援課の所管している児童クラブと放課後子ども教室のあり方というのは、これから、課題になって参りますので、子育て支援課の児童クラブ、生涯学習課の放課後こども教室の現状と課題について情報共有したいと考えております。

特に審議ということではございません。

下川教育委員：できれば事前に資料をいただけると嬉しいです。

児童クラブの登録数は、この前の合同会議資料によると、市内4校で、286名になっております。

東西南北の各小学校の人数から、北部で190名、南部で100名程度とかなり大きな数となると思われます。実際、どのぐらいの子供たちが来ているかという点については子育て支援課の方から、データが出てくると思っておりますが、旧一中の改修で、児童クラブとして想定しているスペースで見合うのかどうか、場合によっては、児童センターを使うことも考えているといった話が出てくる。

南部も同じ形で、開校時の利用する児童数で、今の南小を改修するにあたって、このぐらいのスペースを確保して欲しいとかいう話が出てくる。いいタイミングでやっていただければと思います。

それからもう1つ、合同会議で、教育長の指示事項の中で、いじめが発生したときに、最初の対応が大切ということで、特に若い先生方の指導に努めて欲しいということを、言っていましたが、初任者の研修というのは、どういう形でやっているのでしょうか。

以前ある校長先生から、コロナでいろいろな制約があって、初任者研修や支援学級担当の先生の研修などができなくて残念という話を伺いました。コロナが終わって、前と同じような研修対象者が集まった形で実施し、懇親会で思っていることを言い合うとか、悩み

を言い合うような、そういう研修会が復活して欲しいと感じています。それは、市というより大北とか、中信だとか、県とか、そういう規模でやっていたと思うので、是非その再開について検討してもらいたいと思います。

中村教育長：初任者研修については、県の研修事業として今もやっています。

大北の方では初任研の指導教員ということで2名の先生が配置されていて、今、大町市に4名の初任研対象の先生がいらっしゃって、その学校にその担当の指導教員が回って研修をしています。授業から、生徒指導理解、そういう部分についても行っています。それと郡の方でも研修システムがあります。

市としての若い先生方の研修事業というのは、なかなか行えないというのが現状だと思いますし、あとは各学校で、教育事務所の先生が来ていただいて、研修を進めていくといった形での研修は各学校でやっております。

また、県の方でも先生方がどんな研修したかというのを今、全部管理する管理システムができて、先生方は今後、自分のキャリアとして持ち歩かなければいけないということになってきています。

下川教育委員：わかりました。ありがとうございました。

中村教育長：では以上をもちまして、第4回教育委員会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

《午前11時16分 終了》